

1 株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができます。招集手続を詳細に説明する前に、ここでは、株主総会の意義、留意事項を概観します。

(1) 株主総会の招集と決議

株主総会には定時株主総会と臨時株主総会とがあります。その区分は議題の内容によります。

定時株主総会は、毎事業年度の終了後（事業年度末日から3ヶ月以内の一定の時期）に開催されるもので、計算書類の承認（報告）、事業報告の内容の報告及び剰余金の配当の決定等を主要な目的事項とするものです。もちろん、それとあわせて他の事項を議題とすることも可能です。臨時株主総会は、一定の時期以外に必要に応じて随時開催されるものです。臨時総会においても計算書類の承認等の事項を目的とすることができます。

株主総会の決議事項は、取締役会設置会社では、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限ります。会社法に規定する事項とは会社の基礎ないし株主の利害に重要な影響のある事項、役員の選解任及び計算に関する事項に分けられます。

会社法において株主総会の決議を必要とする事項については、株主総会以外の機関（取締役、執行役、取締役会その他）が決定できると定款に定めても効力はありません（会社法295）。

招集権限者、手続きの概要は次の《表1 招集権限者、手続き》のとおりです。なお、表1は取締役会設置会社のものです。取締役会非設置会社では表1の取締役を取締役の決定と読み替えます。

《表1 招集権限者、手続き》

招集権限者	区 分	摘 要
取締役	取締役会決議により代表取締役が招集。 もっとも一般的なもの。	後述の一般的な開催手続による。
	裁判所の命令による場合。 取締役会決議の有無にかかわらずなく開催せねばならない。 総会検査役、業務執行に関する検査役の調査の結果の報告があった場合において、裁判所が必要があると認めたときに開催。	手続きは一般的な開催手続に準ずる。
少数株主（少数株主権のひとつ）。	公開会社	総株主の議決権の100分の3以上（※）を6ヶ月前（※）から引き続き有する株主が、《表2 少数株主の株主総会開催手続き》により開催。
	非公開会社	総株主の議決権の100分の3以上（※）を有する株主が、《表2 少数株主の株主総会開催手続》により開催。

※ これを下回る割合、期間を定款で定めた場合はそれに従うこととなります。表2において同様です。

《表2 少数株主の株主総会開催手続》

<ul style="list-style-type: none"> ■ 少数株主の開催請求（対、取締役）の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合 ■ 少数株主の開催請求（対、取締役）のあった日から8週間（※）以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合 ■ 上記の場合、その株主は、裁判所の許可を得て自ら株主総会を招集することができる（会社法297④）。 ■ 総会の招集に関する事項の決定はその株主によりなされ、招集通知等は会社が招集する場合と同様。招集、開催にかかる費用は、会社に求償できると解されている。
--